

令和8年3月6日

小金井市長 白井 亨 様

小金井市男女平等推進審議会
会長 倉持 清美

「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第11期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和6年度実績）」に対する評価及び意見について
 - (1) 総評
 - (2) 評価できる事業
 - (3) 検討・改善を望む事業
- 4 男女平等意識の普及・浸透
- 5 （仮称）男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討
- 6 おわりに

1 はじめに

市は、小金井市男女平等基本条例に基づき、男女平等社会の実現に向けた総合的な施策を計画的に実施していくために、令和3年（2021年）3月に「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「第6次行動計画」という。）を策定しました。基本理念の下に三つの基本目標を定め、計110項目（総事業数は166）の施策事業を掲げ展開しています。市は、施策事業の進捗を年次ごとに確認し、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し公表しています。

小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は、小金井市男女平等基本条例第11条に基づき、市から提出された報告書について、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を述べ、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるよう、毎年、提言書をまとめあげ市長に提出しています。

2 審議の経過

審議会（第11期）の任期は、令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの2年間です。令和7年4月から令和8年3月を任期後半として、審議会を6回開催しました。

令和6年8月に市長から次期計画案の策定に係る諮問がありました。これを受け、令和6年10月の市民・市職員意識調査に引き続き、令和7年5月には男女平等意識について子どもの意見を聴取するため、小中学生へのアンケート調査を行いました。6月には審議会委員での自主勉強会も開催し、市民・市職員意識調査の結果について意見を交わしました。

次に審議会では、「第6次行動計画」を推進していくために、令和6年度の各施策の具体的な事業実績の報告について評価を行いました。10月には実施内容についてより詳細な状況等を把握するため、審議会委員による事業担当課（職員課）へのヒアリングを行いました。関係課長二人からの説明と質疑応答を通して、職員に対する男女共同参画研修の概要や女性管理職登用のための取組等について理解を深めました。

また、この間、男女共同参画室の事業報告及び議会で取り上げられた男女共同参画関連の質疑内容の報告を随時受け、市の男女共同参画を取り巻く状況の把握に努めました。

こうした審議の中で、今後の小金井市の男女共同参画に関わる事業について、本提言を作成しました。

3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和6年度実績）」に対する評価及び意見について

(1) 総評

事業担当課が自己評価した結果は次のとおりです。

単位：%

	自己評価			
	A (充実・強化)	B (前年度同様)	C (縮小)	D (未着手)
令和3年度	13.2	70.6	14.0	2.2
令和4年度	35.3	64.0	0.7	0.0
令和5年度	19.3	80.0	0.7	0.0
令和6年度	16.9	81.7	0.7	0.7

166事業中、自己評価の対象となる136事業の中で、自己評価Aは16.9%で、昨年度の19.3%より減少し、自己評価Bが80.0%から81.7%へと増加しています。令和6年度は前年度と同程度の事業が展開された一方、一部で未着手となった事業がありました。

① 推進状況調査報告書の記載について

「第6次行動計画」の報告書は、「第5次行動計画」の書式を踏襲しており、「実施した内容」欄には数値結果等を記載し、「自己評価と効果の理由」欄には、得られた効果や達成度の理由を記載しています。ここでは、前年度比を書くことになっていますが、それだけでは効果が捉え切れないので、定性的な評価と効果を記載するようになっています。

昨年も指摘しましたが、定量的な評価が難しい場合に自己評価する際はなぜその評価になったのか、その理由とともに取組により生じた効果を具体的に読み手に伝わるように記載してください。

② 重点施策の評価について

「第6次行動計画」で掲げた6つの重点施策に関して以下のとおり評価します。

- ・ 「人権・男女平等に関する講演会等の開催」については、時勢に即したテーマで講演が企画されていますが、男女共同参画シンポジウムの参加者数の少なさが気になります。周知方法の検討、改善だけでなく、より多くの方に見ていただくことを目的に、オンデマンド配信も提案します。
- ・ 「若い世代への啓発・教育の推進」については、デートDVなどの暴力未然防止の普及啓発に引き続き取り組んでください。
- ・ 「男性の家事・育児・介護への参画促進」については、父親のイベントへの参加が増えていることを評価します。
- ・ 「一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進」については、共働き家庭が増える中、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成に引き続き取り組んでください。

- ・ 「男女の市政参画の促進」については、女性の登用率が微増していることは、取組の効果の現れと見えます。担当課ヒアリングでは、主任職及び係長職昇任試験の受験率を上げるための尽力も伺えました。
- ・ 「市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備」については、男性の育休取得率及び育休取得日数が増えていくことを望みます。

(2) 評価できる事業

- ① エンジェル教室・カルガモ教室の開催（事業 No. 22、こども家庭センター）
前年度に比べて参加者数が増えており、子育て支援の充実が図られています。また、エンジェル教室の父親参加が増えていることも評価します。
- ② 男女共同参画に関する講座等の開催支援（事業 No. 25、公民館）
市民が企画する市民に寄り添った多岐に渡るテーマの講座開催は、行政と市民の協働による学びの場づくりとして、大変素晴らしい取組だと思います。参加者数も前年度より増えていることを評価します。
- ③ ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実（事業 No. 59、子育て支援課）
相談者のニーズに応じたきめ細やかな相談支援を行い、自立に向けた助言と指導を行われたと思われまます。困難な問題を抱える女性への支援を含め、普段からの相談姿勢を高く評価します。
- ④ 放課後子ども教室の実施（事業 No. 66、生涯学習課）
令和5年度も参加者数は増えていましたが、令和6年度は年間参加者数が延べ13万人を超え、学童保育所に入りきれない児童や、9小学校区域の子どもの居場所として大きく貢献しています。市民との協働で20年の実績を積み重ねてきた経験とネットワークは、今後の放課後子ども教室の質の向上と拡充に向けた大きな資源として高く評価できます。保護者と地域ボランティアが行政と連携、協力する実行委員会形式で実施される市民協働の好事例として今後とも期待します。

(3) 検討・改善を望む事業

- ① メディア・リテラシーに関する普及・啓発（事業 No. 8、企画政策課）
市報での周知啓発が紙幅の都合で実施できなかったとのことですが、市報という全戸全市民への情報提供機能を持つ紙のメディアで、たまたま目に触れるという機会も重要と考えます。次年度は掲載を再調整するとともに、市として取り組む普及啓発の意義を再確認し、様々な媒体の利用も検討してください。
- ② 外国人相談の実施（事業 No. 16、広報秘書課）
ここ数年、相談実績がないことを鑑み、代替手段を検討し、次期計画の掲載を見直すべきと考えます。むしろ、大切なのはイベントや講座開催等

によるコミュニティ作りであるように思います。横のつながりが作られることにより、互いのコミュニケーションが深まり、外国人の日常的な悩みの解決につながる可能性が期待されます。

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供（事業 No. 45、企画政策課）

市報や情報誌への記事掲載ができず、周知機会が前年度より縮小となったことは残念です。5年毎に実施の「男女平等に関する市民意識調査」でも、常に10%以下の認知度に低迷する現状を踏まえ、紙媒体に加え、情報提供の機会と手段を増やし、普及啓発に努めてください。

④ 女性談話室の活用（事業 No. 104、企画政策課）

昭和42年に婦人文化の向上と市民福祉の増進を図るために建設され、令和元年に耐震補強もされた婦人会館の中の女性談話室ですが、男女平等関連資料の配架とオープンスペースとしての使用では男女共同参画の推進拠点としては不十分です。（仮称）男女平等推進センターの設置に向けた広範な意見交換・交流の場として、市内社会教育団体への積極的な利用を促す必要があります。

4 男女平等意識の普及・浸透

令和7年5月に実施した小中学生アンケートの結果からも、若い世代では年齢を重ねるにつれ、親や学校の先生を含めた身近な人間関係など周囲からの影響を受けることで、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を抱くことが推察されました。幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないこと、また成人に対するアンコンシャス・バイアス解消に向けた取組を継続して行っていくことが重要です。情報周知には、紙媒体だけではなく、より市民の目に触れやすい工夫が望まれます。

市職員の意識啓発を促進し、市のあらゆる施策に男女平等の視点を反映する姿勢も求められます。令和6年度は男女で年齢差を設けた市の施策について苦情申出がありました。市長から委嘱を受けた苦情処理委員による調査の結果、市の施策として適当でなかったとの報告がなされ、本審議会へも報告がありました。長く継続されている施策も男女平等社会の形成に影響を及ぼすかどうかは不断に点検され、問題があれば積極的に見直しに取り組む必要があります。

5 （仮称）男女平等推進センターの設置に向けた具体策の検討

（仮称）男女平等推進センターの設置の検討については、庁舎等複合施設建設に伴う跡地等活用と一体となって検討されるものとされていますが、令和7年7月に新庁舎建設の入札が中止になったことにより、他の施設の設置や移転と同じく見通しが不透明になっています。一方、国では令和7年の男女共同参

画社会基本法の改正で各地の男女共同参画センターが法的に位置づけられ、地方公共団体は関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点として、その機能を担う体制の確保に努めることになりました。

本市の厳しい財政状況など様々な課題も考慮しつつ、引き続き設置に向けた検討を続けていただくことを強く要望します。

6 おわりに

令和8年度から市の第7次となる男女共同参画行動計画が始まります。計画策定の審議の中で、社会状況の変化や本市の現状を踏まえ、男女平等社会実現への様々な課題が明確になりました。特に、次期計画では複雑多様化した女性の問題に分野を超えた支援が必要なことが盛り込まれましたが、困難な問題を抱える女性への支援や連携体制の充実に向け福祉部門及び児童部門など部署間を超えた取組を進めてください。

令和8年は本市が男女平等都市を宣言して30周年の節目を迎えます。誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会の実現を目指して、次期計画とともに市の取組を一層進めていただくことを願います。

小金井市男女平等推進審議会（第11期）委員名簿

会 長	倉 持 清 美	副会長	眞 鍋 倫 子
委 員	安 藤 能 子	委 員	檀 原 延 和
	石 田 静 子		降 旗 優 次
	井 口 よう子		牧 野 ま や
	小 山 田 智 恵		吉 田 孝

(名簿は各五十音順)